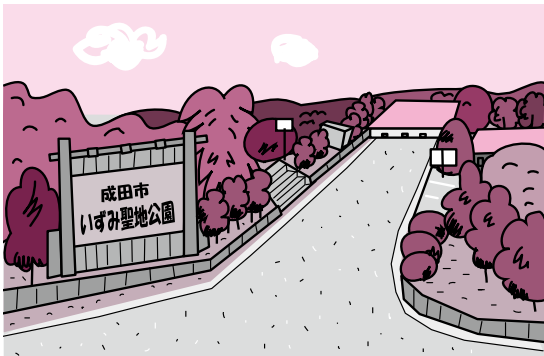


A

市長室からお答えします

新たな形式の墓地整備

Q 少子化などにより、墓を造っても管理する人がおらず、困っている人がいると思います。生前に申し込みができて、永代にわたり供養してもらえる合同埋葬形式の墓地(合葬式墓地)を市で作ってもらえますか。



A 市では、墓地と公園機能を併せ持ったいづみ聖地公園において、芝生で囲われ背の低い墓石を設置する芝生墓地と、外柵があり背の高い墓石を設置する普通墓地を整備しています。これらは、親から子へ、子から孫へと代々墓地使用権を引き継いでいく形式の墓地です。

近年は少子高齢化や核家族化が進み、墓地を求める人たちの墓地形式の考え方も多様化しています。要望のありました合葬式墓地は、墓地使用権の引き継ぎを必要としないタイプで、これも新たな形式の一つとして考えています。今後の墓地整備に当たり、形式などについて、皆さんからの意見も参考にしながら検討していきます。

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介します。



消費生活相談Q&A

貴金属などを強引に買い取る訪問購入にご用心

Q 3日前に突然、「不用品を買い取りたい」と電話があった後、業者の男性が家を訪ねてきました。古着やバッグを見せましたが、「壊れていてもいいので、貴金属はないか」としつこく言われました。売るつもりはありませんでしたが、威圧的な態度に少し怖くなり、貴金属数点を見せました。結局、家族の形見としていた大切な指輪など数点を2万円で買い取られてしまいました。取り戻すことはできるでしょうか。

A クーリングオフ期間の8日以内であれば契約を解除でき、取り戻せます。

業者が店舗以外の場所で消費者から物品を購入する取引を「訪問購入」といいます。以前、悪質な業者が消費者の家を訪問し、貴金属を無理やり買い取る事件が社会問題となりました。それがきっかけで法律が改正され、現在は「特定商取引法」により、訪問購入のルールが定められています。具体的には、クーリングオフのほか、業者名や購入を希望する物品の種類を明示、一度取引を断った消費者への再勧誘禁止、物品の種類や買い取り価格などが書かれた書面の交付などのルールがあります。

訪問購入の申し出があった際は、次のことを心掛けましょう。

- 買い取ってもらったつもりがないなら、きっぱりと断る
- 買い取り条件などが書かれた書面を受け取り、買い取り価格

の計算根拠などを確認する

- 契約前に業者の住所や電話番号を確認することはもちろん、各都道府県の公安委員会が発行する「古物商許可証」の提示を求め、許可番号を書き留めておく

1人で心配な場合は複数人で対応し、怖い思いをしたり、身の危険を感じたりした場合は警察を呼びましょう。何かあれば、なるべく早く消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。





ジェネリック医薬品

切り替えて医療費を軽減

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた薬です。ジェネリック医薬品を使用することによって、一人一人の自己負担額が軽減されます。特徴やメリットを理解して使ってみませんか。

ジェネリック医薬品とは

新薬の特許期間が過ぎた後に販売される、新薬と同じ有効成分、同等の効能・効果を持った薬です。

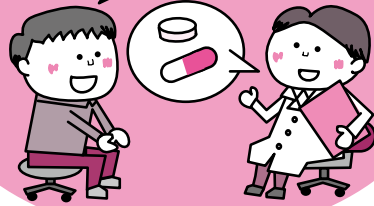
ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行っています。効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によって、ジェネリック医薬品として承認されます。

どんなメリットがあるの

新薬の開発には、長い歳月と数百億円以上の費用が必要で、薬の価格にはその莫大な開発費用が反映されています。

ジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格が新薬と比べて3~5割程度安く、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額を減らせます。

ジェネリック医薬品を希望します。



ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないため、切り替えできない場合もあります。まずは医師または薬剤師に相談してください。

ジェネリック医薬品に関する差額通知

市では「ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する差額通知」を12月下旬にはがきで送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は30歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、12月11日(金)までに保険年金課へ連絡してください。すでに連絡している人は必要ありません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

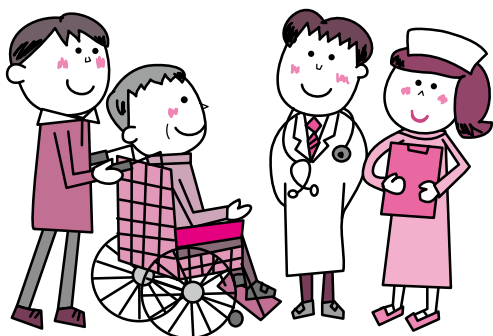


国民年金のサポート

老後だけではありません

老後だけでなく、障がいを負ったときや一家の支え手が亡くなったときも、年金を受給できる場合があります。今回は障害年金についてお知らせします。

障害基礎年金は、国民年金加入中(加入していた人は60~64歳の期間も含む)に初診日がある病気やけがで一定の障がいを負った人に支給されます。請求は、初診日から原則1年6カ月以降(1年6カ月後が20歳未満のときは20歳以降)にできます。



障害基礎年金を受給するには、障がいの重さが基準以上であり、保険料の納付に関する条件を満たす必要があります。

保険料納付条件

次のいずれかを満たす必要があります。

- 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること
- 初診日が平成28年3月末までのときは、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないこと

初診日が厚生年金加入中であるときは障害厚生年金、共済組合加入中の場合は障害共済年金の対象になります。

問い合わせ先

国民年金加入中	第1号	市保険年金課 ☎20-1547
	第3号	ねんきんダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165
厚生年金加入中		ねんきんダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165
共済年金加入中		各共済組合

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。